

葛飾区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

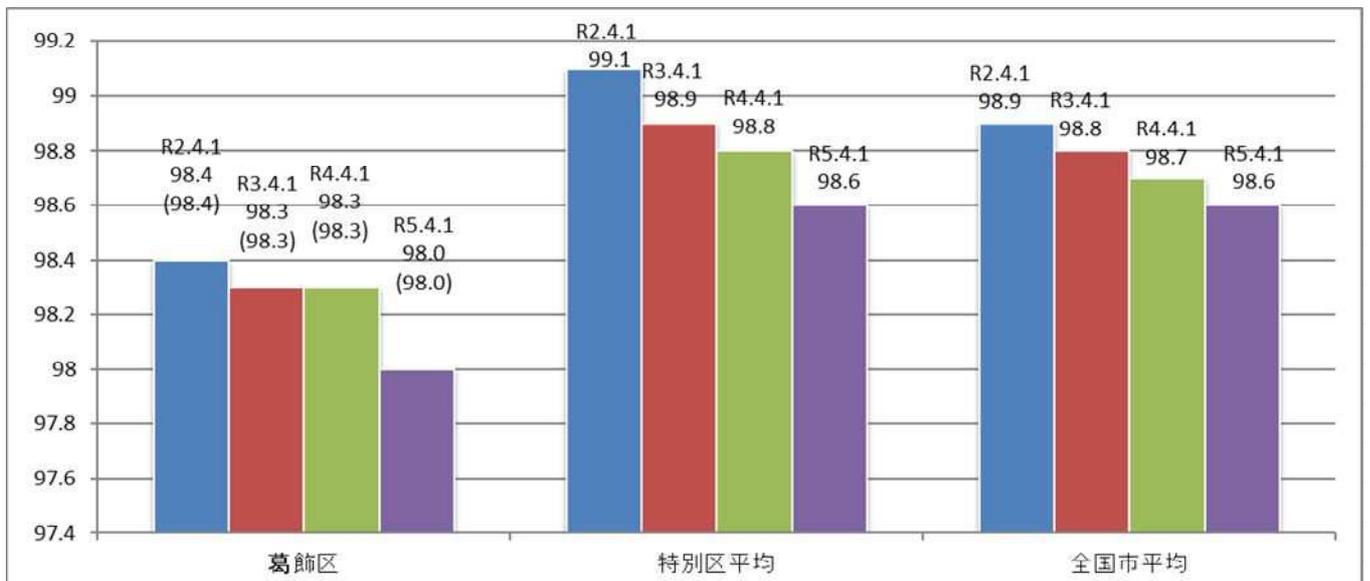
区分	住民基本台帳人口(令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の 人件 費率
令和4年度	464,175人	239,189,268千円	11,168,077千円	30,247,416千円	12.6%	13.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費（千円）				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特別区平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
令和4年度	2,889人	10,149,298	3,568,540	4,753,592	18,471,430	6,394千円	6,538千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数である。(地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。)
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- 3 類似団体平均として、特別区平均を掲載。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和 5年度	383,184円	379,462円	3,722円 (0.98%)	3,722円 (0.98%)	0.98%	1.1%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和 5年度	4.64月	4.55月	0.09月	0.1月	4.65月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表については、国及び他の地方公共団体の状況を踏まえ、地域手当の見直しに併せて平成27年4月1日に平均1.7%の給料表の引き下げ改定を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準 20%に対し、葛飾区においても 20%を支給。

（実施時期）【記入例】平成 27 年 4 月 1 日より実施。

（参考）

	平成 26 年度 の支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度以降 の支給割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%
葛飾区 の支給 割合	18%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
葛飾区	39.3歳	289,133円	408,528円	365,253円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	404,015円
特別区	40.2歳	297,057円	420,681円	373,138円

②技能労務職

区分	公務員					民間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	参考 (A/B)	
技能労務職 計	54.6歳	339人	296,842円	389,004円	364,284円					
(内訳)	清掃職員	53.4歳	125人	295,541円	413,441円	363,591円	廃棄物処理業	47.3歳	310,800円	1.33
	学校給食員	53.6歳	10人	283,510円	355,166円	345,458円	飲食物調理従事者	44.7歳	254,300円	1.40
	守衛	55.3歳	8人	276,500円	415,559円	344,500円	警備員	51.0歳	255,600円	1.63
	用務員	57.2歳	31人	288,968円	352,104円	347,508円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	241,700円	1.46
	自動車運転手	55.0歳	2人	—	—	—	乗用自動車運転手	58.5歳	251,000円	—
	その他職員	55.1歳	163人	300,952円	377,659円	369,985円				

区分		参考		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員(C)	民間(D)	C/D
葛飾区		—	—	—
内訳	清掃職員	6,585,390円	4,321,100円	1.52
	学校給食員	5,765,677円	3,351,700円	1.72
	守衛	6,514,332円	3,410,400円	1.91
	用務員	5,730,889円	3,253,900円	1.76
	自動車運転手	—	3,278,300円	—
	その他	6,224,257円	—	—

③教育職（幼稚園教育職員）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
葛飾区	41.4歳	304,744円	407,923円
東京都	40.0歳	337,727円	437,064円
特別区	38.0歳	329,021円	441,201円

※「平均給与月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているものである。したがって、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、必ずしも年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍し、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※技能労務職の自動車運転手については、職員数が3人以下のため非公表。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		葛飾区	東京都	国
一般行政職	I類(大卒程度)	188,200円	187,900円	185,200円
	III類(高卒程度)	152,100円	152,200円	154,600円
技能労務職（高卒程度）		147,500円	149,600円	データなし
教育職 (幼稚園教育職員)	大学卒	199,500円	201,900円	データなし
	短大卒	182,500円	155,600円	データなし

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	I類(大学卒程度)	266,213円	365,879円	374,364円	394,510円
	III類(高校卒程度)	223,955円	231,100円	362,080円	365,650円
技能労務職	高校卒	210,360円	283,500円	300,175円	302,970円
幼稚園教諭	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—

※当該階層別職員が3人以下となる場合は、その階層に代えて近似の階層又は近似の階層との平均値としている。

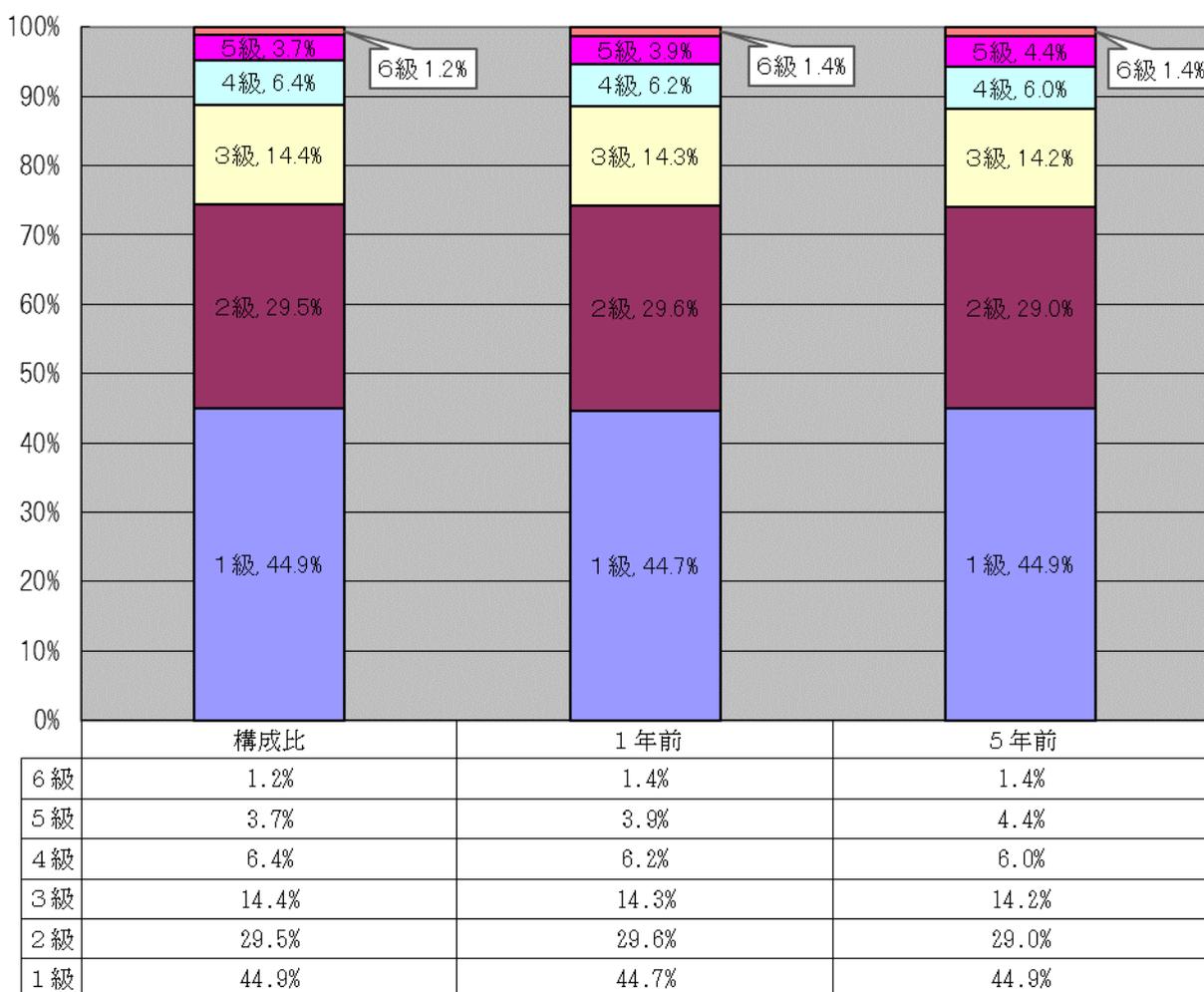
※幼稚園教諭については、全ての階層において当該階層職員が3人以下又は当該階層職員がいないため、データなし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

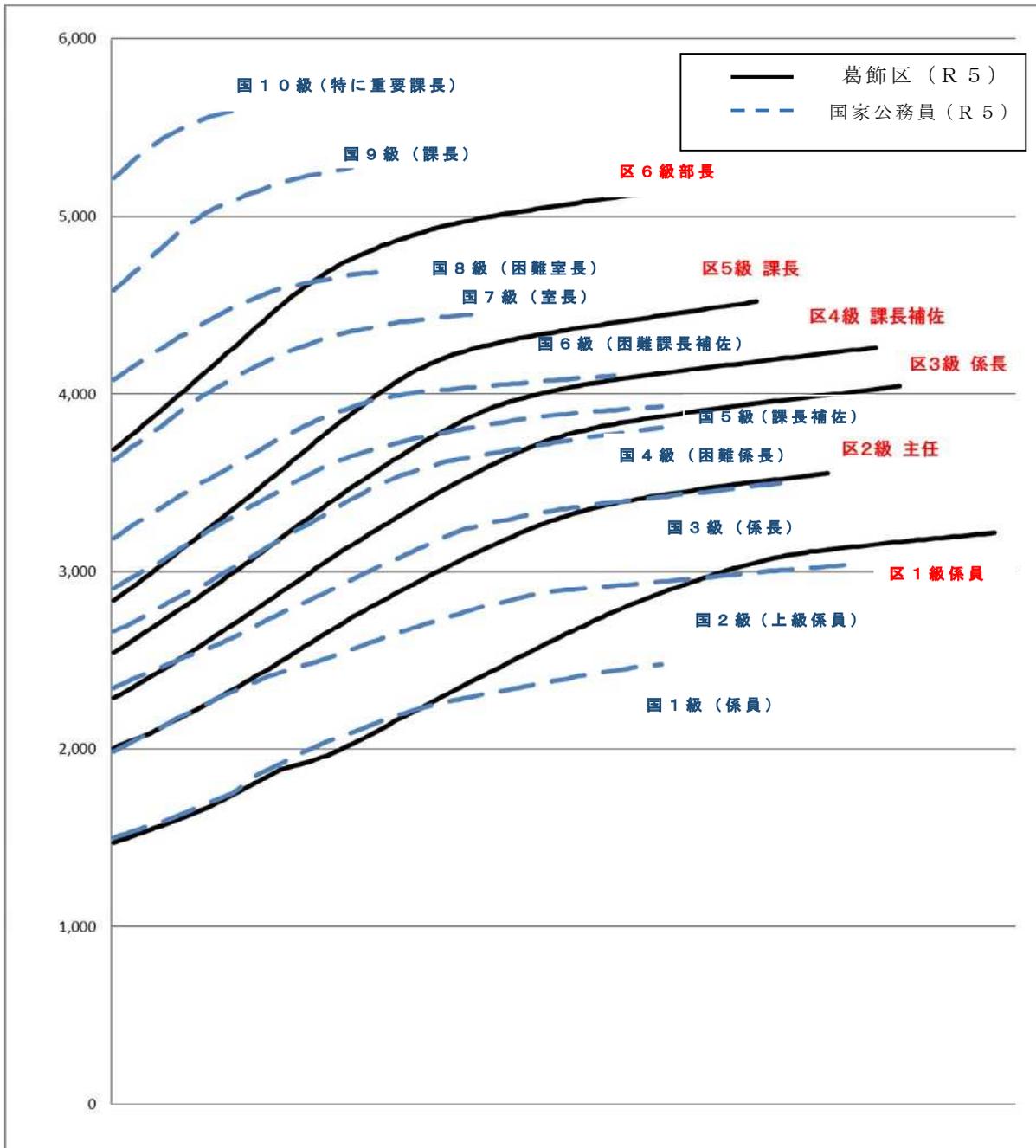
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長、担当部長又は参事の職務	19人	1.2%	368,900円	512,600円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	60人	3.7%	283,900円	452,100円
4級	課長補佐の職務	104人	6.4%	254,300円	426,300円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	234人	14.4%	228,500円	404,400円
2級	主任の職務	481人	29.5%	200,500円	355,500円
1級	係員の職務	732人	44.9%	147,500円	321,900円

- (注) 1 葛飾区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 再任用職員は含まれていない。
 3 端数処理の関係から比率の合計が100%とまらない。



※平成30年度に8級制から6級制に変更（旧給料表の1級から3級を再編し、6級及び7級をそれぞれ統合）となっている。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		

	標準、下位の区分			
	標準の区分のみ（一律）			
ロ.	人事評価を活用していない			
	活用予定時期			

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葛飾区	東京都	国
1人当たりの平均支給額(4年度) 1,576千円	1人当たりの平均支給額(4年度) 1,844千円	データなし
(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.15月分 (1.05)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.15月分 (1.05)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

葛飾区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前退職者に対する特例措置(2%~20%加算))			その他の加算措置 (定年前退職者に対する特例措置(2%~45%加算))		
1人当たり平均支給額					
自己都合 805千円					
勸奨・定年 19,815千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		2,097,461,365円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		681,658円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
葛飾区	20%	3,077人	20%

(注) 葛飾区以外の地域における支給率は12%（対象者3名）

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		31,164,176円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		82,664円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		12.3%		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫等業務手当	保健所で当該業務に従事する職員	感染症予防法に定める感染症の患者等に接触する業務	13千円	日額170~680円
特定現場業務手当	工事現場で当該業務に従事する職員	建築物等の建設現場における工事監督又は検査の業務等	51千円	日額300円
福祉業務手当	福祉現場で当該業務に従事する職員	訪問員若しくは指導員として援護等の業務を行うため家庭訪問したとき等	10,766千円	日額230~ 1,470円
清掃業務手当	清掃業務に従事する職員	廃棄物収集に従事する場合等	19,631千円	日額700円

(注) 支給実績の総額には、義務教育特別手当の支給額が含まれている。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	596,931,893円
職員1人当たりの平均支給年額 （3年度決算）	232,994円
支給実績（4年度決算）	586,438,679円
職員1人当たりの平均支給年額 （4年度決算）	225,034円

（注1）事業経費執行分を除きます。

（注2）職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、各年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員（管理職員、教育職員）を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含んでいる。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容		支給実績 （4年度決算）	支給職員1人 当たり 平均支給年額 （4年度決算）	
扶養 手当	配偶者	6,000円	異なる	配偶者	6,500円	170,760,903円	191,008円	
	子	9,000円		子	10,000円			
	父母等	6,000円		父母等	6,500円			
	16～22歳の子 の加算	4,000円		16～22歳の子 の加算	5,000円			
住居 手当	世帯主で家賃 27,000円以上 で住居を借り ている職員		異なる	賃貸住宅に 居住する場 合（支給限度 額/月）	28,000円	128,680,084円	182,784円	
	加 算 額	27歳まで の者						18,700円
		28歳～32 歳までの 者						9,300円
通勤 手当	運賃相当額 （限度額/月）	55,000円	同じ	運賃相当額 （限度額/月）	55,000円	325,418,105円	130,115円	
管理 職手 当	部長	127,600円	異なる	本府省課長	130,300円	138,736,904円	1,196,008円	
	統括課長	101,500円		本府省室長	94,000円			
	課長	92,300円						

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	区長	1,122,000 円	(参考) 特別区における最高/最低額 1,286,000 円 / 912,000 円	
	副区長	915,000 円	1,027,000 円 / 808,300 円	
	教育長	807,000 円	—	
	常勤監査委員	661,000 円	—	
報酬	議長	918,000 円	956,000 円 / 856,000 円	
	副議長	771,000 円	809,000 円 / 756,100 円	
	議員	618,000 円	621,000 円 / 589,000 円	
期末手当	区長	(令和5年度支給割合)	6 月期 1.84 月分	
	副区長		12 月期 1.84 月分	
	教育長			
	常勤監査委員			
	議長			
	副議長			
	議員	合計 3.68 月分		
退職手当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
		退職日における給料月額に対して勤続期間 1 年につき次の割合を乗じて得た額		
	区長	450/100	20,196,000 円	任期满了等により退職した時
	副区長	320/100	11,712,000 円	
	教育長	240/100	5,810,400 円	
常勤監査委員	210/100	5,552,400 円		

(注) 特別職の報酬などの額は、学識経験者などで構成される「葛飾区特別職議員報酬等審議会」の意見を聞き、区議会の審議を経て、条例で定められている。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

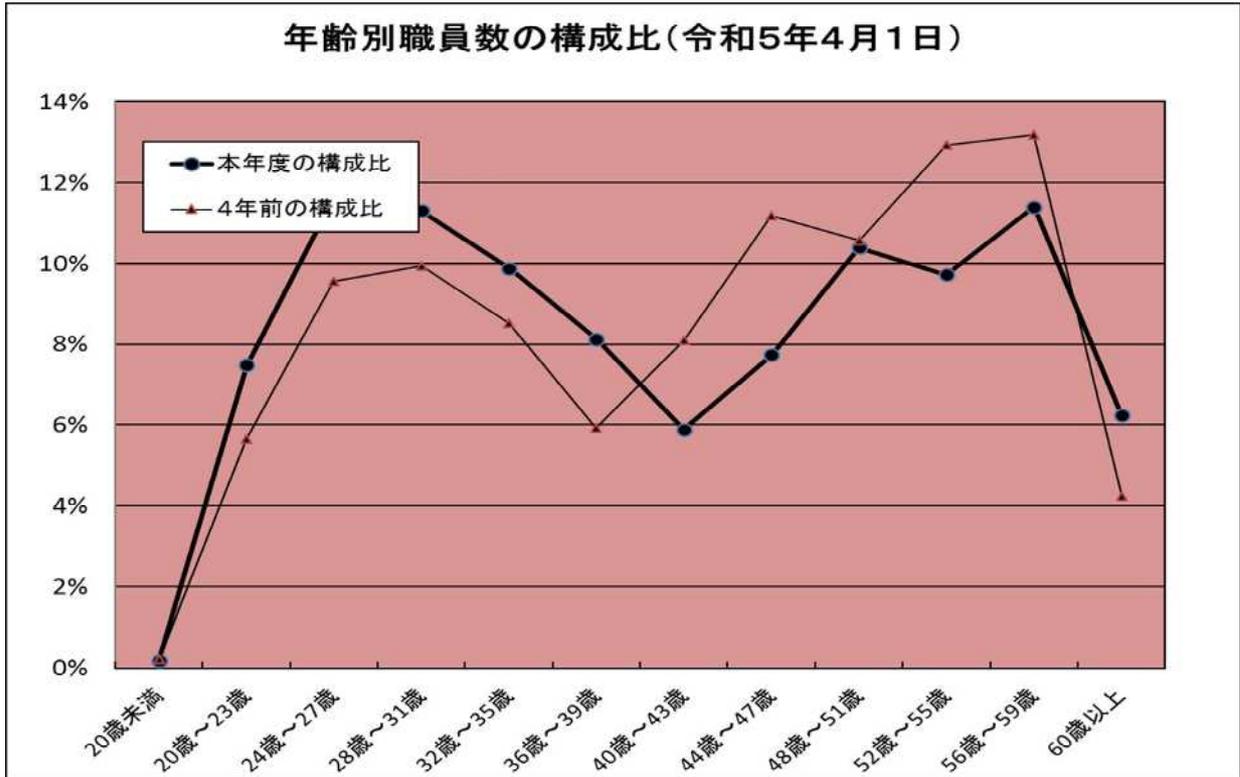
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計	一 般 行 政	議会	15	15	0	
		総務・企画	408	425	17	業務量増及び執行体制の見直し
		税務	74	77	3	育児休業取得職員の代替対応
		民生	1,368	1,400	32	業務量増及び執行体制の見直し
		衛生	356	352	△4	業務量減及び執行体制の見直し
		労働	1	1	0	
		農林水産	1	1	0	
		商工	39	40	1	業務量増
		土木	391	401	10	業務量増
		計	2,653	2,712	59	参考 人口1万人当たりの職員数 58.43人 (特別区の人口1万人当たりの職員 数57.81人)
	教育	258	274	16	業務量増及び執行体制の見直し	
	消防	0	0	0		
	小計	2,911	2,986	75	参考 人口1万人当たりの職員数 64.33人 (特別区の人口1万人当たりの職員 数63.95人)	
公 等 会 計 業	その他	101	102	1	業務量増	
	小計	101	102	1		
合 計		3,012 [3,090]	3,088 [3,232]	76 [142]	参考 人口1万人当たりの職員数 66.53人	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数である。

(注2) []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6人	231人	359人	349人	305人	251人	182人	239人	321人	300人	352人	193人	3,088人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平 30 年	平 31 年	令 2 年	令 3 年	令 4 年	令 5 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政		2,540	2,554	2,596	2,610	2,653	2,712	172 (6.8%)
教育		326	307	289	276	258	274	△ 52 (△ 16.0%)
消防		-	-	-	-	-	-	(%)
普通会計計		2,866	2,861	2,885	2,886	2,911	2,986	120 (4.2%)
公営企業等会計計		119	111	103	103	101	102	△ 17 (△ 14.3%)
合計		2,985	2,972	2,988	2,989	3,012	3,088	103 (3.5%)

(注1) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。